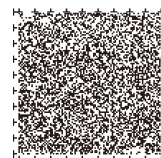


令和8年度

世田谷区 ファミリー・サポート・センター事業 会員のしおり



活動・相談時 お手元にお持ちください



あなたの番号

利用会員番号	
援助会員番号	



子ども

氏名		番号	
氏名		番号	
氏名		番号	
氏名		番号	

このしおりを拾われた方へ

お手数ですが、下記連絡先までご一報いただけますと幸いです。
世田谷区ファミリーサポートセンター TEL 03-5429-1200

目次

本編

1 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業とは	1
2 利用（活動）にあたって	2・3
3 利用の流れ	4～6
4 事前打ち合わせチェックポイント	7
5 利用（活動）チェックポイント（毎回確認してください）	8・9
6 利用（活動）継続	10
7 利用会員のみなさまへ	10
8 援助会員のみなさまへ	11
9 緊急時の対応（病気・ケガ）	12・13
10 緊急時の対応（災害）	14・15
11 よくある質問	16・17
12 会員への情報提供	18
13 世田谷区の子育て支援	18

資料編

利用（活動）時間の計算方法例	19
補償保険制度	20・21
お見舞金制度	21
打ち合わせ表（原本）	22
打ち合わせ表（記入例）	23
0歳児見守りサポートシート	24～27
安全チェックリスト	28
援助活動報告書の記入・提出方法	29
会則	30～35
もしもの時の「応急手当方法」	36・37

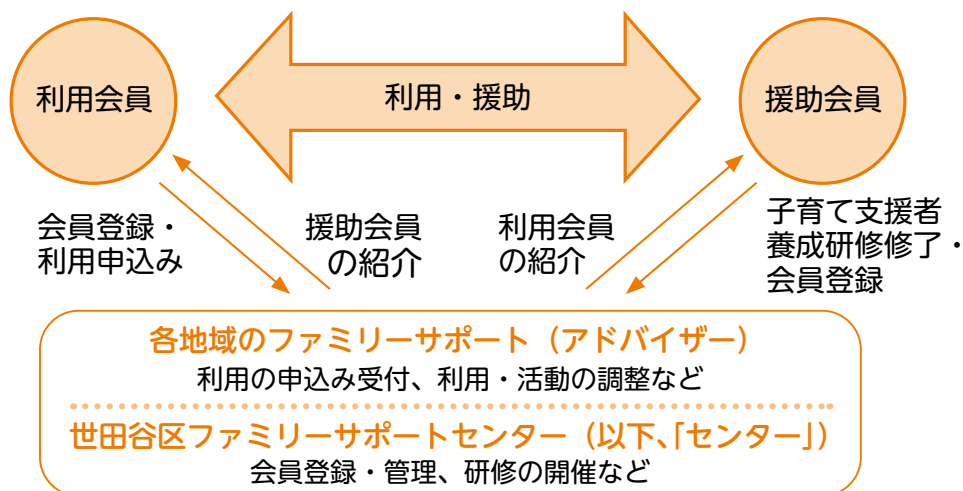
この事業は社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が世田谷区から委託を受け、運営しています。

1 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業とは

- ・会員相互の協力による**ボランティア活動**であり、会員同士の信頼関係のもとに成り立つものです。
- ・有償であっても**専門的保育を行うものではありません。**
子育ての**補助**を行うものであり、**軽易かつ短時間**の支援とお考えください。

◆ 子育てのお手伝いができる「ご近所さん」を紹介するしくみ

子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と、手助けのできる方（援助会員）が、身近な地域で子育ての相互援助を行う会員組織です。



◆ 会員要件

利用会員	援助会員
<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住 ・生後5か月から小学校6年生の子どもを保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上（高校生不可） ・区内または隣接区市内在住 ・事業に協力する意思があり、責任をもって子どもを預かることができる。 ・子育て支援者養成研修（受講はおおむね70歳まで）を修了している。

※利用会員、援助会員の両方会員も可能

◆ 入会申込み

利用会員	<ol style="list-style-type: none"> ①ホームページより動画視聴などを行い、入会を申し込む ②センターが申込み内容を確認し、利用会員登録完了をメールで通知する ③センターが「会員のしおり」などを送付する
援助会員	<ol style="list-style-type: none"> ①子育て支援者養成研修修了後、入会を申し込む ②センターが申込み内容を確認し、援助会員証を郵送する

・住所、連絡先、家族構成等に変更があればセンターまでご連絡ください。

◆ 会員登録の更新 10ページ

- ・会員登録は期限があります。（登録した年度の翌年3月末まで）
- ・以降、毎年手続きが必要です。センターより更新（継続）手続きをご案内します。期限内に手続きが完了しない場合、3月末をもって退会扱いとなります。

2 利用（活動）にあたって

- ・ 軽易かつ短時間の支援です。
- ・ 希望する内容のすべてに対応できるお約束はできません。

◆ 内容

依頼できる内容	依頼できない内容
<p>● 短時間の預かり 〈預かり場所〉 利用会員・援助会員宅、児童館、近隣の公園、おでかけひろば、公共施設など安全な場所 〈預かり時間（原則）〉 0歳児：3時間まで 1歳以上：4時間まで</p> <p>預ける理由は問いません。 （仕事、出産、保護者のケガ・病気、リフレッシュなど）</p> <p>※子どもがやむを得ず飲食する場合は、事前に利用会員が用意します。</p> <p>● 保育園・幼稚園・小学校・習い事などの送迎 原則徒歩 ※習い事の送迎は子どもの足で15分程度の範囲 ※自転車での送迎は、未就学児1人まで</p>	<p>● 病児の預かり／送迎 ※病後の預かり／送迎は、「発熱・嘔吐・下痢をしていないこと」および「医師の診察を受け、他人に預けても問題ないこと」を確認できている場合のみ可能です。</p> <p>● 医療行為 薬を飲ませる、つける、エピペンも不可</p> <p>● 家事のお手伝い・荷物の受け取り</p> <p>● 保護者など、責任あるおとなへの引き渡しができない預かり／送迎</p> <p>● 子どもを入浴・水遊びさせること ※シャワーは小学生以上の子どもが一人で行える場合のみで、「両会員の合意」が必要です。ただし、「損害賠償保険の適用外」となります。</p> <p>● 別世帯の子どもの複数同時預かり</p> <p>● 公共交通機関（電車・バス）・自動車・オートバイを使った送迎</p>

◆ 公共交通機関（電車・バス）の利用について

- ・ 原則利用できません。
- ・ やむを得ず公共交通機関（電車・バス）の利用が必要な場合は、事前にファミリーサポート（アドバイザー）へご相談ください。
 （例）夏季の熱中症予防、産前産後で短期間など。

◆ きょうだいの利用について

- ・ 原則、「1対1の利用」です。ただし、兄弟姉妹の場合は同時に2人まで可能です。

◆ 0歳児の利用について

- ・ 「生後5か月以降」および「男児6.09kg、女児5.79kgを超えている※」ことを確認してください。
 ※生後5～6か月未満の乳幼児身体発育曲線（母子健康手帳に記載）の3パーセンタイル値
- ・ 預かりの場合、初回は1時間の利用からはじめ、徐々に増やしていきます。

◆ 利用できる時間

- ・ 原則7～21時
- ・ 6～7時、21～22時を希望する場合は、ファミリーサポート（アドバイザー）へご相談ください。

◆ 謝礼金

※謝礼金など変更になることがありますので、詳細については区ホームページをご確認ください。

● 金額

子どもの人数	1 時間あたり
1 人目	800 円
2 人目	400 円

- ✓ その他、活動にあたって発生した実費（援助会員の交通費など）
- ✓ 同時にきょうだいを預ける場合は、2 人目より半額となります。
- ✓ 活動時間には、以下の時間も含まれます。
 - ・ 援助会員が子どもを預かった時間から子どもを引き渡すまでの時間
 - ・ 子どもの様子をお互いに伝える時間
 - ・ 援助会員宅から活動場所が片道 30 分以上かかる場合はその移動時間

● 活動時間の計算方法（具体例は [19ページ](#) をご確認ください。）

活動時間	換算時間	1 人目	2 人目	合計
～ 1 時間	1 時間	800 円	400 円	1,200 円
1 時間 1 分～ 1 時間 30 分	1.5 時間	1,200 円	600 円	1,800 円
1 時間 31 分～ 2 時間	2 時間	1,600 円	800 円	2,400 円
2 時間 1 分～ 2 時間 30 分	2.5 時間	2,000 円	1,000 円	3,000 円

- ✓ 1 時間未満の利用は「1 時間」として換算します。
- ✓ 1 時間を超える利用は 30 分単位で切り上げて計算します。

● 精算方法

現金（原則）	コード決済 （せたがや Pay、PayPay、楽天 Pay など）
封筒などに入れて援助会員へ手渡し <ul style="list-style-type: none"> ・ おつりのないように準備してください。 ・ 子どもにお金のやり取りが見えないようにご配慮ください。 	両会員双方の合意がある場合に限り ます <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用（活動）終了後に両会員立会いの下でやり取りしてください。 ・ 決済記録（履歴画面・スクリーンショットなど）は必要に応じ各自で保管してください。 ・ 導入・利用・操作に関するサポートや、トラブルが発生した場合の対応について、センターは一切責任を負いません。 ・ 現金とコード決済の重複精算にご注意ください。 ・ 銀行振込は対象外です。

◆ キャンセル規定

援助会員への連絡日時	キャンセル料
利用予定日前日 17 時まで	キャンセル料なし
利用予定日前日 17 時以降～当日活動時間まで	800 円（1 時間分相当） 2 人以上利用の予定でも 1 人分
無断キャンセル	当日予定していた時間帯の全額（1 人分）

- ✓ 援助会員のキャンセルには料金は発生しません。
- ✓ 急なキャンセルでも代替りの援助会員を紹介することはできません。
- ✓ キャンセル料は **1 週間以内**に対面で渡しましょう。

◆ 遵守事項

- ・ 個人情報保護の観点から、活動を通して知り得た個人情報に関わることは、家族・親族であっても、第三者に提供しないでください。会員でなくなった後も同様です。
- ・ 宗教の勧誘、政治活動、物品のあっせん販売、募金活動は行わないでください。

3 利用の流れ



1. 利用申込み

お住まいの地域にあるファミリーサポート（アドバイザー）へ、電話で利用申込みを行います。その際に利用の具体的な希望内容をお伝えください。

☑ 援助会員の紹介には 10 日～2 週間程度かかります。希望日より余裕をもってお申込みください。

希望内容	預かりのみ・預かり + 送迎・送迎のみ
頻度・時間	単発・継続（定期・不定期）、具体的な利用時間 など
場 所	利用会員宅・援助会員宅・その他具体的な希望場所 など



2. 援助会員の紹介

①ファミリーサポート（アドバイザー）が、希望に沿って援助会員をお探しします。

☑ 援助会員のご紹介まで 10 日～2 週間程度かかります。

☑ 内容によりそれ以上かかる場合や、紹介できないこともあります。

②援助会員が見つかったら、ファミリーサポート（アドバイザー）から利用会員へ、電話でご紹介します。

☑ 最初にご紹介できる援助会員は 1 名です。



3. 事前打ち合わせ

①援助会員の紹介を受けたら、翌日までに利用会員から援助会員へ電話をしてください。その際に、事前打ち合わせの日程を相談してください。

②利用会員は事前打ち合わせまでに「打ち合わせ表」を作成します。

事前打ち合わせでは「打ち合わせ表」をもとに、利用内容を確認し合います。

☑ ファミリーサポート（アドバイザー）が受け付けた内容以外は依頼できません。

☑ 打ち合わせ表は個人情報がかかれておりますので、取扱いには十分ご注意ください。

☑ 心配なことや気になること、考える時間が欲しいときはファミリーサポート（アドバイザー）にご相談ください。

③事前打ち合わせ当日 **チェックポイントを参照** [7 ページ]

事前打ち合わせは、利用する前に利用会員と子ども、援助会員が顔を合わせる大切な打ち合わせです。事前打ち合わせを行わずに利用することはできません。

打ち合わせ場所	子どもを預かる場所（送迎のみの場合は利用会員宅）
参加者	利用会員、子ども、援助会員 ※ファミリーサポート（アドバイザー）やセンター職員が立ち会う場合もあります。
利用会員が準備するもの ※コピーしてお使いください。	・打ち合わせ表 [22 ページ] ☑ 利用する子ども 1 人につき 1 枚必要 ☑ 事前にかける部分は記入しておくこと
持ち物	・会員のしおり ・（援助会員のみ）援助会員証
費 用	事前打ち合わせに謝礼金は発生しません。ただし、援助会員にかかった交通費は利用会員が負担します。
その他	・安全チェックリスト [28 ページ] ・（0 歳児のみ）0 歳児見守りサポートシート [24 ページ～]

④事前打ち合わせ後

打ち合わせの結果（成立・不成立）を利用会員からファミリーサポート（アドバイザー）へ、電話で報告してください。

報告後、センターより援助会員へ「援助活動報告書 [29 ページ]」を送付します。

- ☑ 成立・不成立にかかわらず、必ず報告してください！
- ☑ 報告がないまま利用スタートすると正式な利用として認められず、万が一の際保険対応ができません。（子どものケガのほか、援助会員のケガも補償できません。）



4. 利用（活動）スタート

必ずチェックポイント [8 ページ] を確認の上、利用（活動）してください。

● 利用（活動）当日

- ☑ 事前打ち合わせの内容に沿って利用（活動）してください。
- ☑ 打ち合わせ表に記載していること以外の利用（活動）はできません。
- ☑ 利用会員は、その日の子どもの様子を援助会員に伝えてください。

● 利用（活動）終了時

- ☑ 援助会員は、その日の子どもの様子を利用会員に伝えてください。

● 「援助活動報告書」の記入・確認・提出

援助会員は活動が終わるごとに「援助活動報告書」を記入し、援助会員・利用会員で互いに内容を確認してください。

援助会員	<p>※必ず 29 ページの注意事項・記入例を参照の上、作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金を受け取ったら、必ず [利用会員控え] に領収印またはサインをしてください。 ・毎月まとめてセンターに提出してください。（期限：翌月 3 日必着）
利用会員	月の活動終了後、[利用会員控え] を援助会員から受け取ってください。

● 謝礼金などの精算

- ☑ 利用会員は、謝礼金（場合によりキャンセル料）を援助会員に渡してください。
- ☑ 顔を合わせない利用でも、時間を調整して直接話す機会を作りましょう。

● 日程変更・キャンセルを行いたい場合

以下のページを必ず参照の上、両会員で直接行ってください。（キャンセル料が発生する場合があります。）

キャンセル料について	3 ページ「キャンセル規定」
注意事項について	9 ページ「チェックポイント◆日程変更・キャンセル」

2 回目以降の依頼

再度同じ援助会員に同じ内容を依頼する場合は、直接援助会員に連絡してください。



5. 依頼内容の変更

同じ援助会員に依頼する場合でも、紹介したときと異なる内容の依頼をする場合は、必ず事前にファミリーサポート（アドバイザー）までご連絡ください。

- ☑ 援助会員には直接依頼しないでください。

ファミリーサポート（アドバイザー）へ連絡する利用内容の変更例	<ul style="list-style-type: none"> ・「預かり」から「預かり＋送迎」に変更 ・送迎先・預かり場所の変更 ・きょうだいの追加
--------------------------------	---



6. 会員登録の更新・春の打ち合わせ

● 会員登録の更新 [1 ページ・10 ページ]

- ☑ 会員登録には期限があります（登録した年度の翌年3月末まで）。
- ☑ 更新手続きを忘れずに行いましょう。手続きが行われない場合は退会扱いとなり、利用（活動）を継続できません。

● 春の打ち合わせ [10 ページ]

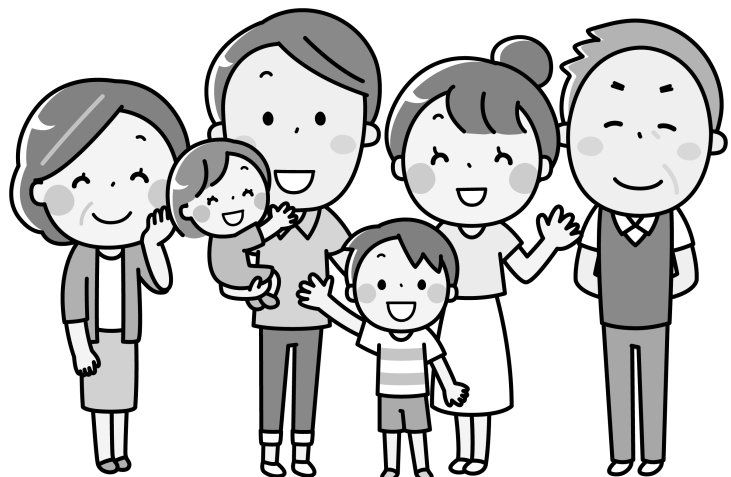
- ☑ 打ち合わせ表の有効期限は、作成した日の翌年3月末までです。
- ☑ 毎年3～4月に、4月以降の子どもや保護者の状況に合わせて再作成してください。
- ☑ 利用内容が変わる場合は、事前にファミリーサポート（アドバイザー）へ連絡してください。



7. 利用（活動）の終了

利用（活動）を終了する場合は、以下のとおり、それぞれ電話でご連絡ください。

	連絡先	終了の理由例
利用会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポート（アドバイザー） ・援助会員 	子どもの小学校卒業や区外転居、ご家庭の状況の変化など
援助会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポート（アドバイザー） ・利用会員 	区外転居、ご自身の体調やご家庭の状況の変化など



4 事前打ち合わせチェックポイント

◆ 利用会員が記入してきたものをもとに両会員で確認します

確認すること	チェック	内 容
打ち合わせ表	<input checked="" type="checkbox"/>	記入漏れがないか。 (緊急連絡先・火災や地震の際の緊急避難場所・活動場所の安全チェックなど)
	<input checked="" type="checkbox"/>	有効期限は作成した日の翌年3月31日まで ※利用(活動)が続く場合は、3~4月に再度打ち合わせ(春の打ち合わせ)をすること
	<input checked="" type="checkbox"/>	有効期限の切れた打ち合わせ表の取扱い(利用会員へ返却、破棄など)
育児用品	<input checked="" type="checkbox"/>	ベビーカー、おむつ、哺乳瓶、抱っこ紐、おもちゃなどの使い方
緊急時・万が一の対応	<input checked="" type="checkbox"/>	誰が迎えに来るか、災害時の連絡方法など[12~15ページ]
送 迎	<input checked="" type="checkbox"/>	施設の入り方(身分証の提示など)や荷物の置き場所
	<input checked="" type="checkbox"/>	出発・到着場所で受け渡しする方(保育施設の先生など)への紹介
	<input checked="" type="checkbox"/>	安全なルートの確認(雨天時の対応も含む)
	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車のチャイルドシートへの乗降方法、ヘルメットの装着方法 ※大人もヘルメットを着用しましょう。

- ☑ ファミリーサポート(アドバイザー)が受け付けた内容以外のことを援助会員に直接依頼してはいけません。
- ☑ 利用内容が変わる場合は、まずはファミリーサポート(アドバイザー)へご連絡ください。

◆ お互いが安心して利用(活動)スタートできそうと思ったら

● 打ち合わせ表を援助会員と利用会員の双方が持ちます。

- ☑ 打ち合わせ表は個人情報がかかれていしますので、取扱いには十分ご注意ください。
- ☑ 心配なことや気になること、考える時間が欲しいときは、ファミリーサポート(アドバイザー)にご相談ください。

利用会員	コピー(スマートフォンのカメラ機能可)
援助会員	原本

- 利用会員から、ファミリーサポート(アドバイザー)へ打ち合わせの結果(成立・不成立)を報告してください。

5 利用(活動)チェックポイント(毎回確認してください)

◆ 事前確認

チェック	内容
<input checked="" type="checkbox"/>	会員本人・家族の健康 ※体調がすぐれない場合は利用(活動)を中止しましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	動物は別室またはケージに入っているか。
<input checked="" type="checkbox"/>	育児用品の使い方(ベビーカー、おむつ、哺乳瓶、抱っこ紐、おもちゃなど)
<input checked="" type="checkbox"/>	打ち合わせ表[22ページ]、0歳児見守りサポートシート[24ページ] 安全チェックリスト[28ページ]の内容を再確認しましょう。

◆ 預けるとき・預かるとき

チェック	内容
<input checked="" type="checkbox"/>	活動前・後、こまめに手洗い、手指消毒をしましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもの健康状態 (機嫌・顔色、ケガ、泣き方・睡眠・おしっこ・うんちなどの状態も共有)
<input checked="" type="checkbox"/>	会員のしおり、援助会員証の携行
<input checked="" type="checkbox"/>	打ち合わせ表の緊急時の連絡先、連絡方法に変更はないか。 ※活動中はお互い必ず連絡が取りあえる状況にしておきましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	活動中に必要なものの準備(食事・ミルク・おむつ・着替えなど)
<input checked="" type="checkbox"/>	援助会員が送迎する場合は、施設などに事前連絡をしているか。 例)「〇月〇日はファミサポ援助会員の〇〇さんが送迎します」

◆ 利用(活動)中

預かり

チェック	内容
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもが食事やおやつを食べている間に、のどに詰まらせていないか。
<input checked="" type="checkbox"/>	転落防止のため、ソファなどには寝かせない。
<input checked="" type="checkbox"/>	公園の遊具で遊ぶときは、常にそばにつき添い、事故防止・防犯に努める。



送 迎

チェック	内 容
<input checked="" type="checkbox"/>	歩くときは子どもの手をしっかり握る。 ※小学校高学年などで手をつなぎたがらない場合は、安全確保ができるように並んで歩く。
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもが歩道側、援助会員は車道側を歩く。
<input checked="" type="checkbox"/>	止まっている車の前後には行かせない。
<input checked="" type="checkbox"/>	階段の上り下りは、援助会員が常に子どもの下側を歩く。
<input checked="" type="checkbox"/>	ベビーカーの開閉時、子どもの指を挟まないように注意する。
<input checked="" type="checkbox"/>	ベビーカーのベルトはしっかり閉めて、転落には注意する。
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎中は寄り道せず、事前打ち合わせで決められた道を歩く。

乳幼児

チェック	内 容
<input checked="" type="checkbox"/>	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせる。
<input checked="" type="checkbox"/>	仰向けに寝かせる。 ※うつぶせ寝は乳幼児突然死症候群(SIDS)の誘因の一つであるため
<input checked="" type="checkbox"/>	寝ている間もこまめに呼吸確認(0、1歳児は5分おき)
<input checked="" type="checkbox"/>	ベビーベッドの柵は常に上げておく。

◆ 利用(活動)終了

チェック	内 容
<input checked="" type="checkbox"/>	援助会員は「援助活動報告書[29ページ]」を記入し、両会員で内容を確認する。
<input checked="" type="checkbox"/>	援助活動報告書の提出 「センター提出用」：活動翌月3日までにセンターに郵送または持参する。 「利用会員控え」：利用会員へ渡す。
<input checked="" type="checkbox"/>	援助会員はその日の子どもの様子を利用会員に伝える。
<input checked="" type="checkbox"/>	利用会員は謝礼金(場合によりキャンセル料)を渡す。[3ページ]

◆ 日程変更・キャンセル

チェック	内 容
<input checked="" type="checkbox"/>	変更やキャンセルは電話などで直接その内容を相手に伝える。
<input checked="" type="checkbox"/>	メールやSNSなどを連絡手段とする場合は、会員同士でルールを決める。(必ず返信するなど) ※留守番電話への伝言・メールなどでの連絡は、相手に伝えた／伝わった、の確認ができず、キャンセル料に関するトラブルの原因となる場合があります。

6 利用（活動）継続

◆ 会員登録の更新（毎年）

- 会員登録は期限があります。（登録した年度の翌年3月末まで）
- 会員登録の更新（継続）手続きを忘れず行いましょう。
- センターより更新（継続）手続きをご案内します。
 - ☑ 期限内に手続きが完了しない場合、3月末をもって退会扱いとなります。
 - ☑ 退会のまま利用（活動）すると、万が一の際保険が適用されません。
 - ☑ 新たに利用（活動）したい場合は、もう一度登録手続きが必要です。

◆ 春の打ち合わせ（毎年春）

- 打ち合わせ表の有効期限は、作成した日の翌年3月末までです。
- 毎年3～4月（利用が開いた場合は利用再開前）に、打ち合わせ表を作成し直しましょう。
- 同じ活動でも、成長に伴い状況は変わります。4月以降の子どもや保護者の状況に合わせて見直しましょう。

チェック	内容
<input checked="" type="checkbox"/>	子どものアレルギーや疾病・障害
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもの通園・進学先
<input checked="" type="checkbox"/>	保護者の勤務先やその番号
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の緊急連絡先
<input checked="" type="checkbox"/>	災害時のお迎えや連絡方法

- ☑ 活動の内容が変わる際は、事前にファミリーサポート（アドバイザー）へご連絡ください。

7 利用会員のみなさまへ

◆ お願い

- 子どもに発熱や風邪症状がある場合は、利用できません。
- マスクの着用を推奨します。ただし利用会員、援助会員、子どもと「非着用」の合意がある場合は不要です。事前によく話し合ってください。
- 援助会員は**子育ての手助けをするボランティア（有償）**として活動しています。
- 援助会員は子どもの預かりや送迎について必要な研修を受けています。しつけの依頼はできませんが、子どものことで心がけてほしいこと、やってほしくないことは、いつでも気が付いたときにお話してください。
- 援助会員は複数の利用会員を紹介されている場合があります。希望日時が他の利用会員と重なる場合は、先に受けた依頼が優先となります。
- 0歳児の場合は体重が要件を上回っていること[2ページ]を確認し、初回は1時間の利用から始めてください。
- 送迎は手をつないで活動します。日ごろから子どもと手をつなぎ、援助会員と手をつなぐ必要があることを子どもに伝えてください。

8 援助会員のみなさまへ

◆ お願い

- 発熱や風邪症状がある場合は、活動できません。
- 援助会員と子どもが「密」になる活動です。活動の前後は手洗い・手指消毒をお互い声かけしましょう。また、こまめな手洗いや消毒をしましょう。
- マスクの着用を推奨します。ただし利用会員、援助会員、子どもと「非着用」の合意がある場合は不要です。事前によく話し合ってください。
- 援助会員のキャンセルにはキャンセル料は発生しませんが、活動が難しいときは早めに利用会員に連絡してください。体調がすぐれないなど「もしかしたら…」も伝えましょう。
- 利用会員に断りなく、子どもの写真などを撮らないでください。子どもの素敵な様子は、活動終了後に伝えてください。
- 新規活動の紹介は「75歳まで」です。すでに受けている活動は引き続き継続できますが、内容や支援対象の子どもが変わる場合は、「新たな依頼」となります。年齢を問わず活動等に不安を感じる場合はファミリーサポート（アドバイザー）へご相談ください。

◆ 巡回支援

安全な活動を支援するため、子育て支援専門員（保育園などでの経験豊かなセンター職員）が、面談などで相談を受け付け、助言を行います。

◆ 0歳児の預かり支援

事前打ち合わせで確認する「0歳児見守りサポートシート [24ページ]」と合わせて支援します。

① 預かり時の訪問

低月齢児を中心に、なるべく早い段階で子育て支援専門員が短時間の訪問を実施、環境面などアドバイスします。

② フィードバック面談

訪問後1週間以内に援助会員と面談、さらなるアドバイスやポイントなど相談に応じます。

③ 電話によるサポート

訪問しないケース※は援助会員に電話で様子を確認します。活動前でも不安や心配なことはお気軽にご相談ください。

※1歳近くの子どもの預かり、上のきょうだいから同じ援助会員が活動し環境に慣れているなど

◆ 研修制度

研 修	対 象	内 容
フォローアップ研修 <任意>	全員	活動を安全に継続できるようスキル向上のための講座
フォローアップ専門 研修 <必須> 5年に1回必ず受講	対象者のみ (通知郵送)	「救急救命」「事故防止」「虐待防止」に関する研修（実技を含む） ※国の実施要綱で、5年ごとに受講が義務付けられています。 ※他機関での同内容の研修で受講時期を延期できる場合があります。

9 緊急時の対応 (病気・ケガ)

- ・子どもから目を離さないでください。
- ・利用 (活動) 中は常に連絡が取りあえるようにしておきましょう。
- ・小さいことも経過を共有しましょう。
- ・ファミリーサポート (アドバイザー) にもご連絡ください。

ケガ・子どもの様子に異常が生じた場合

利用会員に 連絡

援助会員

- 子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明
- どうなったか (帰りの〇〇交差点で転んだ)
- どんな症状があるか (右ひざをすりむいて出血、近くの公園で洗った)

利用会員

- 必要な指示をわかりやすく伝える
- 現場に迎えに行きます。
- 落ち着いたら、利用会員宅に送り届けてください。
- 病院に受診してほしい、病院で引き渡し

状況により順番は前後します。

救急車 (119番)を 呼ぶ

援助会員

- ①119番をダイヤル
 - ②救急です
 - ③今いるところの住所・目印
 - ④症状
- 誰が (〇歳〇か月の女の子)
 - どうなったか (自宅の階段〇段目から落ちた)
 - どんな症状か (頭を打ちぐったりしていて、意識がない)

ファミリー サポート (アドバイザー) に報告

援助会員

- 平日 8:30~17:15
利用会員宅のある地域のファミリーサポート (アドバイザー) へ

世田谷地域社協事務所(ファミリーサポートせたがや)	03-3419-2311
北沢地域社協事務所(ファミリーサポートきたざわ)	03-5787-8537
玉川地域社協事務所(ファミリーサポートたまがわ)	03-3702-7777
砧地域社協事務所(ファミリーサポートきぬた)	03-5727-6101
烏山地域社協事務所(ファミリーサポートからすやま)	03-5314-1891

- 時間外 (事故やケガなど緊急時) ※外部事業者委託 03-3772-0660

◆ 簡単な手当と医療機関受診の目安

状態	対応方法
すり傷、切り傷	傷口についた砂などをよく洗い流し、清潔な状態にする。 出血がひどいときはガーゼなどで傷口を強く圧迫する。 医療機関へ：出血が止まらないとき、圧迫しながら
体を打った	●腕や足 患部を冷やし、様子を見る。 医療機関へ：患部を動かそうとしなかったり、痛み、腫れがあるとき ●お腹 医療機関へ：衣類を緩めて安静にする。 ●頭 救急車を呼ぶ：意識がない、吐く、けいれんしている。
目に異物が入った	目をこすらない。大量の水で十分に洗い流す。 医療機関へ：目があかない、涙がとまらない、見えづらいとき
虫に刺された	刺されたところを流水で洗い流し、できれば冷やす。 医療機関へ：きれいなガーゼで覆う、蜂に刺された場合は、毒を出して、針が刺さっていれば抜く。 救急車を呼ぶ：アナフィラキシーショックを起こしている。 (呼吸困難、意識障害、じんましんなど)

◆ ヒヤリハットから学ぶ事故予防のアイデア

ヒヤリハット	アイデア
手をつなぎたがらない つないだ手を振り払った	●「危ない」ではなく「止まって」 ・とってほしい行動を言う。 ●手をつなぎたくなる声かけ ・「ロボット合体！ガチャン！」 ・「今日は〇〇ちゃんが先生ね！私をおうちまで連れて行って！」 ・♪手をつなごー♪と歌を歌いながら ・しりとりや言葉集め（「あ」がつく言葉など）をしながら
おやつ・おもちゃを口に入れて苦しそう	●ただちに背部叩打法を行い、呼吸を確認する。 場合によっては命に係わる状況になることも意識しながら対応しましょう。 ●食事を見守る際は一口ずつ。 しっかり飲み込んだことを確認してから次の一口を入れるように促します。ミニトマト・巨峰などは半分にカット、柔らかいパンなどものに詰まりやすいので十分確認しながら見守りましょう。 ●おもちゃもペットボトルキャップより小さいものは誤飲につながります。 周りに危険なものがないかを確認し、遊んでいる状況をよく見守り、事故を防ぎましょう。



乳児：背部叩打法



幼児：背部叩打法



幼児：腹部突き上げ法

10 緊急時の対応 (災害)

利用 (活動) 前に災害などが発生した場合

⇒利用 (活動) は中止してください。(※キャンセル料は発生しません)

- ☑ 台風など天候不良
- ☑ 「避難勧告」「特別警報」「計画運休」の発表
- ☑ 交通機関の遅れなどで利用会員のお迎えなどが大幅に遅れると予想される場合
- ☑ 援助会員が安全に活動できないと判断した場合 など

利用 (活動) 中に災害などが発生した場合

⇒身の安全を確保し、適宜避難指示などに従い行動してください。

- ☑ お互いに電話やメールなどで連絡を取り、子どもの安否や避難先を確認
- ☑ 利用会員は速やかに子どもを迎えに行く。
- ☑ 援助会員はお迎えがくるまで子どもを安全に預かる。

火災・地震 (震度 5 弱以上) の発生



身の安全を確保



安全なところに移動



利用会員に連絡 以降、適宜情報共有



災害情報の把握



お迎えまで待機



避難場所で待機

- ① 区・防災関係機関・防災区民組織などの避難勧告や指示があった時
- ② 家屋の倒壊、火災の延焼など家が危険になった時

◆ 利用 (活動) 再開の目安

- ・大きな災害などにより、利用 (活動) が休止された場合の再開の目安は約 1 か月後となります。
- ・詳細は会員専用 LINE や社協ホームページ [18 ページ] をご確認ください。

◆ 災害に備えて

● 打ち合わせ表、安全チェックリストを確認しましょう

- ・避難場所 (一時集合所) の確認
- ・避難する際の持ち物などの確認
 - ☑ どこにしまっているかを確認しましょう。
 - ☑ 預かり場所が利用会員宅以外の場合は、予備を預かるなど相談しておきましょう。



世田谷区一時集合所、
広域避難場所、
避難場所等一覧

● 電話やメールが繋がらないことを前提に、連絡手段を決めておきましょう

171 災害用伝言ダイヤル	「171」をプッシュし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。
災害用伝言板 (web171)	二次元コードにアクセスし、画面に従って伝言情報の登録・閲覧を行います。



[伝言内容の例]



- ・利用会員の電話番号をプッシュ
- ・自分の名前 「援助会員の〇〇です」
- ・自分の場所 「今、〇〇 (小学校等) に避難しています」
- ・子どもの様子など 「〇〇ちゃんは無事です、安心してください。
〇〇〇 (具体的に) で待っています」

11 よくある質問

1	Q	ファミサポは毎日利用できる？
	A	<p>おおむね週1、2回とお考えください。</p> <p>この事業は子育てのお手伝いができる地域住民の方をご紹介します制度です。援助会員は有償の「ボランティア」で、常時活動しているわけではなく、一人の援助会員に複数の利用会員を紹介しています。産前産後など一時的に援助が必要な場合は別途対応しますのでご相談ください。</p>
2	Q	急に明日お願いしたいときでも大丈夫？
	A	<p>すでにご紹介済みの援助会員が「OK」なら可能です。</p> <p>事前打ち合わせを済ませた依頼内容に限ります。ご紹介した援助会員が活動できない場合であっても、別の援助会員をご紹介することはできません。初めての利用の場合、援助会員をお探するのに、10日～2週間程度かかります。</p>
3	Q	保育園から習い事の送迎。援助会員と顔を合わせないけど謝礼金はどうする？
	A	<p>原則当日に渡します。</p> <p>当日のお渡しが難しい場合は週末に会う時間を作って渡します。1か月分まとめたり、銀行振込などは会員同士のトラブルの元になります。</p>
4	Q	援助会員登録した祖父母や伯叔父母にファミサポとして預かってもらえる？
	A	<p>ファミサポの活動にはなりません。</p> <p>親族の援助が得られる場合は、家族間の扶助となり、援助会員であってもファミサポの活動とはなりません。</p>
5	Q	複数の利用希望（ニーズ）があるのだけど
	A	<p>優先順位を伺った後に、ご希望に沿う援助会員を探します。</p> <p>援助会員には複数の利用会員を紹介していることや有償ボランティアとして活動しているため、全ての利用希望を満たすことができない場合があります。</p>
6	Q	援助会員を複数人紹介してもらえる？
	A	<p>複数人の援助会員を紹介することはできません。</p> <p>援助会員の登録状況から、複数人の紹介は行っていません。ただし、産前産後などのご事情がある方はファミリーサポート（アドバイザー）にご相談ください。</p>
7	Q	具体的な利用日や時間帯などが決まっていなくても、援助会員を紹介してもらえる？
	A	<p>活動内容に基づき、援助会員を紹介できることがあります。</p> <p>ただし、利用したい日にその方が活動できない場合もあります。</p>

8	Q	きょうだい3人を一緒に預かってもらえる？
	A	<p>援助会員が預かれる子どもの人数は2人までです。</p> <p>3人同時に子どもを預けたい場合は、保護者も一緒に見守ることが前提となります。なお、謝礼金については、3人分発生します。</p> <p>※援助会員はきょうだい3人に目を配り、安全を確保する必要があるため。</p>
9	Q	利用内容が変わる場合、どうしたらいい？
	A	<p>まずはファミリーサポート（アドバイザー）にご相談ください。</p> <p>ファミリーサポート（アドバイザー）が受け付けた内容と打ち合わせた内容、実際の利用内容に違いがないようにしてください。ささいな変更でも、事前にご相談ください。</p>
10	Q	しばらく依頼していなかった援助会員へ、直接活動を頼んでいい？
	A	<p>「打ち合わせ表」と内容が変わっておらず、年度内であればOKです。</p> <p>「打ち合わせ表」の有効期限は、年度内です。年度が変わって依頼する場合は、打ち合わせを行い、新たに「打ち合わせ表」を作成して、援助会員へ渡します。同じ内容であってもお子さんが成長して様子が変わったり、環境が変わっている場合もあります。安全に活動するために、事前にお子さんの様子や利用環境を確認し、変更があればファミリーサポート（アドバイザー）にご相談ください。</p>
11	Q	当日の利用時間変更…、キャンセルになる？
	A	<p>援助会員が活動可能であればキャンセルにはなりません。</p> <p>都合がつかない場合は、キャンセル料がかかります。</p> <p>同一日の時間変更は、援助会員が活動可能であれば変更することができます。援助会員の都合がつかない場合は、キャンセル扱いとなります。代わりにの援助会員を紹介することはできませんので、他の手立ても考えておきましょう。</p>
12	Q	台風で休校になり、利用がなくなった。キャンセル料は発生する？
	A	<p>キャンセル料は発生しませんが、分かった時点で早めに援助会員に連絡してください。</p> <p>利用会員の都合によらない事由のため、当日でもキャンセル料は発生しません。また安全面からも利用を中止していただくことをお勧めします。</p>
13	Q	預かり時間中に宿題を見たり、ドリルの丸つけをお願いしたい。
	A	<p>依頼できる内容は「短時間の預かり」「保育園・幼稚園・小学校・習い事などの送迎」です。</p> <p>会則で定めている内容の範疇を超える付加的な利用（活動）はできません。事前打ち合わせの際には、その点を注意し確認を行ってください。</p>

12 会員への情報提供

会員の部屋 (社協ホームページ)	LINE	ファミサポ通信 (年2回)
研修や会員交流会、子育て情報などのお知らせを掲載 	センターからのお知らせなどを配信する会員専用の公式LINE  利用会員  援助会員	安心安全な活動に必要な情報を掲載した会員向け広報紙 

13 世田谷区の子育て支援

◆ 地域子育て支援コーディネーター

悩んでいること・困っていることをちょっと話してみませんか？
 「リフレッシュするために子どもの預け先を知りたい」「子育てについて、話す機会や場所があるといいな」「出産のとき、上の子どもはどうしたらいい？」など、あなたの「困った」を一緒に考えて、知りたい情報をお伝えします。お住まいの地域の「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」にご相談ください。



◆ 幼児教育・保育の無償化

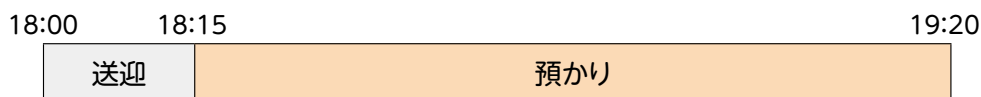
援助活動の一部（預かりを含む場合に限る）が、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。無償化の対象となるためには、区から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。



利用（活動）時間の計算方法例

※謝礼金など変更になることがありますので、詳細については区ホームページをご確認ください。

[例 1] 1 時間 20 分の送迎と預かり



- ・利用（活動）時間：1 時間 20 分（送迎 10 分+預かり 1 時間 10 分）
- ・謝礼金：1,200 円（800 円×1.5 時間）

1 時間を
超える場合は、
30分単位で
切り上げる

[例 2] 1 時間未満の送迎



- ・利用（活動）時間：20 分
- ・謝礼金：800 円（800 円×1 時間）

利用時間が
1 時間未満の
場合は、
「1 時間」で
計算します。

[例 3] 待機時間のある送迎

※同じ日に送り迎えの両方を行う場合、**原則はそれぞれ別の活動**として考えます。



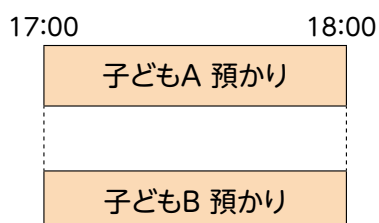
- ・利用（活動）時間：20 分
- ・謝礼金：800 円（800 円×1 時間）

- ・利用（活動）時間：2 時間
- ・謝礼金：1,600 円（800 円×2 時間）

※ただし、送り先と援助会員宅の往復時間が、合間の時間とほぼ同等か長い場合、援助会員はその近くで待機し、待機時間を活動時間を含め、1 つの活動とすることも可能です。

- ・利用（活動）時間：3 時間（20 分 + 待機時間 40 分 + 2 時間）
- ・謝礼金：2,400 円（800 円×3 時間）

[例 4] きょうだい預かり



- ・子ども A
利用（活動）時間：1 時間
謝礼金：800 円（800 円×1 時間）

- ・子ども B
利用（活動）時間：1 時間
謝礼金：400 円（400 円×1 時間）

2 人目は
1 人目の
「半額（400 円
/1 時間）」

- ・利用（活動）時間：2 時間（1 時間 + 1 時間）
- ・謝礼金：1,200 円（800 円×1 時間 + 400 円×1 時間）

補償保険制度

◆ 万が一の事故などに備え保険に加入しています。

事故などが発生した場合は、直ちにファミリーサポート（アドバイザー）へご連絡ください。

◆ 傷害保険

内容	活動中や往復途上で、偶然の事故により、ケガをされた場合などに補償
対象	援助会員・利用会員・利用会員の子ども

事 由		補償額	備 考
傷害(ケガ) 疾病(病気)*	死亡保険金	500万円	
	後遺障害保険金	500万円	後遺障害の等級による
	入院保険金 (180日限度)	日額 3,000円	
	手術給付金	1.5万円または3万円	手術の内容に応じて支払う
	通院給付金 (90日限度)	日額 2,000円	事故日より180日以内

※対象となる特定疾病活動中の日射病および熱中症、脱水症

◆ 賠償責任保険

内容	援助会員が活動中に偶然の事故により、利用会員または利用会員の子どもと第三者へ与えた損害賠償を補償
対象	援助会員

補償内容	保険金額
身体・財物対象（1事故につき）	対人 3億円 対物 2,000万円

● 保険をお支払いしない主な理由

傷害保険	賠償責任保険
<ul style="list-style-type: none"> ・故意・重過失 ・すでに医師による治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・医師により処方された薬を与えるなどの行為に起因する賠償責任 ・地震・噴火・洪水、津波または高潮に起因する賠償保険 ・被保険者（保険の対象になる方）が所有・使用・管理する財物の損壊

※損害保険・賠償責任保険の共通事項として、ファミリーサポート（アドバイザー）が把握していない（事前に伝えていない）利用（活動）は、保険適用の対象外

● 保険金請求時に必要な書類等

傷害保険の保険金請求時	賠償責任保険の保険金請求時	
	対人事故	対物事故
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 ・ 治療領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 ・ 治療領収書 ・ 収入証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修理見積書 ・ 購入時の領収書 ・ 写真

● 保険契約に関する個人情報の取り扱いについて

主な利用目的	適正な保険金・給付金の支払い
第三者への情報提供	<p>次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法令に基づく場合 ②業務遂行上必要な範囲で保険会社、代理店を含む保険契約締結先に提供する場合

お見舞金制度

利用会員の子どもが援助会員の財物を破損したり、援助会員の同居家族にケガをさせた場合に、援助会員に対して支払います。

見積書または領収書の金額	お見舞金
2,000 円未満	免責 (0 円)
2,000 円～ 4,000 円未満	1,000 円
4,000 円～ 6,000 円未満	2,000 円
6,000 円～ 8,000 円未満	3,000 円
8,000 円～ 10,000 円未満	4,000 円
10,000 円～ 15,000 円未満	5,000 円
15,000 円～ 20,000 円未満	7,000 円
20,000 円～ 30,000 円未満	10,000 円
30,000 円～ 50,000 円未満	15,000 円
50,000 円～ 70,000 円未満	20,000 円
70,000 円～ 100,000 円未満	25,000 円
100,000 円以上	30,000 円

- ✓ お見舞金は1活動につき支払います。1活動に複数の事故があっても1事故として支払われます。
- ✓ 物損においては修理（原状回復）を基本としますが、同等製品の購入費用が修理費用を下回る場合は、この限りではありません。
- ✓ 物品の購入または修理に伴う送料はお見舞金の対象になりません。
- ✓ 事故発生日より 30 日以内にお見舞金の申請がされなかった場合、請求権がなくなります。
- ✓ 申請には見積書および領収書の他に、損害を証明できる現物写真が必要となります。

打ち合わせ表

打ち合わせ日 年 月 日

有効期限 年 3月 31日

※有効期限は打ち合わせ日の翌年3月末

利用会員	会員番号	住所		〒	今後のやり取り □ TEL □ メール □ LINE □ その他 ()	
	氏名	TEL (災害伝言ダイヤル)				
援助会員	会員番号	住所		〒		
	氏名	TEL				
緊急連絡先	氏名		続柄	TEL	徒歩での所要帰宅時間	
	①				時間 分	
	②				時間 分	
	③				時間 分	
災害時	避難場所(一時集合所)[14ページ]					
	緊急時引き取り人	氏名	(続柄)			
		TEL	(迎えまでの所要時間 時間 分)			
対応(持ち物、避難ルートなど)						
子ども	番号			男・女	生年月日	年 月 日(歳 か月)
	氏名(よみがな)				0歳児	<input type="checkbox"/> 体重要件確認した <input type="checkbox"/> 0歳児見守りサポートシート確認した
	愛称					
	アレルギー	無・有		既往症	その他	平熱
利用(活動)	内容	<input type="checkbox"/> 預かりのみ <input type="checkbox"/> 預かり+送迎 <input type="checkbox"/> 送迎のみ <input type="checkbox"/> ファミリーサポート(アドバイザー)が受け付けた内容以外は依頼できません				
	日時	単発	月 日()		時間	: ~ :
		継続	定期	第 . 曜日	時間	: ~ :
	不定期		月・週 回程度 上・中・下旬			
	預かり	場所	利用会員宅 援助会員宅 その他(名称 住所)			
	送迎	出発場所	(時間 :)		到着場所	(時間 :)
		住所			住所	
		クラス名(担当者)			クラス名(担当者)	
		移動手段	徒歩 ベビーカー 自転車 その他()			
	その他	<input type="checkbox"/> 安全チェックリスト確認した <input type="checkbox"/> 送迎の場合は安全なルートを確認した				
	食事・おやつ	無・有 ※アレルギーに限らず、食事・おやつは利用会員がご用意ください				
	排泄	自立・おむつ・トレーニング中 (声かけ、手助けの有無など)				
	昼寝	無・有 (寝具の確認、寝るときの癖など)				
	好きな遊び、性格など					
活動中に気をつけてほしいこと						

□ 打ち合わせ表は個人情報がかかれていしますので、取扱いには十分ご注意ください。

有効期限が過ぎた打ち合わせ表は 利用会員に返却 双方で破棄(データ消去)

□ 利用会員は事前打ち合わせの結果(成立・不成立)をファミリーサポート(アドバイザー)に報告してください。

利用会員がコピーを取って記入してください

打ち合わせ表

打ち合わせ日 R7年 4月 1日

有効期限 R8年 3月 31日

※有効期限は打ち合わせ日の翌年3月末

利用会員	会員番号	3123 xxx-4xx	住所	〒 157-0066 成城 xx-x-x	TEL (災害伝言ダイヤル)	TEL 080-0234-xxxx	今後のやり取り	<input checked="" type="checkbox"/> TEL	キャンセルは電話します		
	氏名	社協 春実							<input type="checkbox"/> メール		
援助会員	会員番号	4123 xxx-4xx	住所	〒 157-0066 成城 xx-x-x	TEL	TEL 090-5432-xxxx		<input checked="" type="checkbox"/> LINE	既読なく必ず返信します		
	氏名	福祉 和美							<input type="checkbox"/> その他	()	
緊急連絡先	氏名	連絡の優先順	続柄	利用会員から見て	TEL	徒歩での所要帰宅時間					
	① 利用会員					時間 分					
	② 世田谷会社		利用会員勤務先		080-6789-xxxx	1 時間 分					
③ 社協 夏紀		配偶者		090-8765-xxxx	3 時間 分						
災害時	避難場所(一時集合所)[14ページ]	区立成城みつ池開放緑地									
	緊急時引き取り人	氏名	船橋 ちとせ (続柄 姉)		TEL	090-1111-xxxx (迎えまでの所要時間 時間20分)					
対応(持ち物、避難ルートなど)		送迎時は保育園か自宅近い方に避難、自宅の時は基本在宅避難。									
子ども	番号	00000 123xxx		男	生年月日	R5年 3月 1日(2歳1か月)					
	氏名(よみがな)	心 (こころ)		女	0歳児	<input type="checkbox"/> 体重要件確認した <input type="checkbox"/> 0歳児見守りサポートシート確認した					
	愛称	ココちゃん									
	アレルギー	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 生たまご・アトピー性皮膚炎		既往症	なし		その他	手足をかゆがる時は流水で冷やしてください。平熱 36.8℃			
利用(活動)	内容	預かりのみ <input checked="" type="checkbox"/> 送迎のみ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ファミリーサポート(アドバイザー)が受け付けた内容以外は依頼できません									
	日時	単発	月	日()	時間	: ~ :					
	日時	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	定期	第	曜日	時間	18:00 ~ 19:30				
			<input checked="" type="checkbox"/> 不定期	<input checked="" type="checkbox"/> 週 3回程度	上・中・下旬	時間	送迎は10~15分程度				
	預かり	場所	<input checked="" type="checkbox"/> 利用会員宅	援助会員宅	その他(名称)	住所	チェックを忘れずに				
	送迎	出発場所	ファミサポ保育園 (時間 18:00)		到着場所	利用会員宅 (時間 18:15)					
		住所	成城6-x-x		住所						
		クラス名(担当者)	どんぐり組(植木先生)		クラス名(担当者)						
		移動手段	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩	ベビーカー	自転車	その他()					
	その他	興味があるものを見ると走り出してしまうので、外ではしっかり手をつないでください。 <input checked="" type="checkbox"/> 安全チェックリスト確認した <input checked="" type="checkbox"/> 送迎の場合は安全なルートを確認した									
食事・おやつ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ※アレルギーに限らず、食事・おやつは利用会員がご用意ください										
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> 自立・おむつ・トレーニング中 (声かけ、手助けの有無などトイレに行きたいときは、伝えられますが、1人ではできないので介助をお願いします。)										
昼寝	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (寝具の確認、寝るときの癖など)										
好きな遊び、性格など	電車で遊ぶのが好きです。お気に入りの電車のおもちゃを持つと落ち着きます。										
活動中に気をつけてほしいこと											

【資料編】 打ち合わせ表 (記入例)

打ち合わせ表は個人情報がかかれていいますので、取扱いには十分ご注意ください。
 有効期限が過ぎた打ち合わせ表は 利用会員に返却 双方で破棄(データ消去)
 利用会員は事前打ち合わせの結果(成立・不成立)をファミリーサポート(アドバイザー)に報告してください。

0歳児見守りサポートシート 1 ■月齢：生後～4か月頃（ねんねの時期）

手足の動きが少しずつ活発になり、指や手をしゃぶる赤ちゃんもいます。首が少しずつしっかりしてきて声を出して笑うこともあります。

確認日： 年 月 日

援助会員	共有	項目	事故防止のポイント
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	足元など周囲を確かめて動く。	抱っこしている時は足元が見つらいので、段差や物につまずかないよう注意が必要です。 揺さぶられ症候群にも気を付けましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ドアの開閉に気をつける。	赤ちゃんの小さな指はちょっとした隙間にも簡単に入りま す。開けっ放しにしておいたドアが風で急にしまるなどで、 指が挟まれてしまう事故が発生しています。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ベビーベッドの柵は上げておく。	赤ちゃんは思っている以上に成長が早いので、「生まれて間も ないから」「寝返りもしないから」と油断せず柵は上げましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仰向けに寝かせ、常にそばについて 状態を観察する。	SIDS(乳幼児突然死症候群)は予兆や既往歴もない赤ちゃん の睡眠中に突然死に至る原因不明の病気です。 うつぶせ寝はSIDSの発症率が高いといわれています。 仰向けに寝かせ、赤ちゃんから目を離さないようにしまし ょう。赤ちゃんの顔色や異変がわかる程度に部屋の明るさを 保ちましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ミルクを飲ませた後はゲップをさせて から寝かせる。	ゲップは出ても、排気が十分でないと授乳したものをもどし てしまい、口の中に吐物が残っていると窒息事故につな がります。寝かせてから10～15分は特に気を付けて見ている ようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	口や鼻を塞ぐものは周りに置かない。 敷布団は硬めのものを使用する。	寝ている時にぬいぐるみやガーゼ、スタイなどは置かない ようにし、目を離さずに様子を見るようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	寝ている赤ちゃんの上に、物が落ちて こないように安全を確認する。	テーブルの上や棚の中の物が落ちて赤ちゃんにあたり、外傷 や打撲を負ってしまう事故が発生しています。地震が起きた 際の転倒防止対策なども確認しておくとうれいでしょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	口の中に入ってしまう小さな物を手の 届くところに置かない。	生まれたばかりの赤ちゃんでも直径3.9センチ以下の物は 口に入ってしまう。赤ちゃんが手にするおもちゃは、 破損がないか確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	暖房(電気カーペットなど)の熱が直接 当たらないようにする。	長時間直接肌にあてたままにすると低温火傷を起こすこと があります。赤ちゃんの皮膚は大変弱く、ほんの少しの熱で も重度の熱傷になる危険があります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	換気および室温などに注意する。	体温を調節する機能が未熟な赤ちゃんは、気温や室温と 一緒に体温が変化しやすいといわれています。 赤ちゃんが不快に感じたり、体調をくずしたりしないよう に配慮しましょう。 (適温：冬季は20～25℃、夏季は外気温より4～5℃低いくらい)

0歳児見守りサポートシート 2 ■ 月齢：3か月～6か月頃〔寝返りの時期〕

首がすわり寝返りやおもちゃを自分で握り遊べるようになります。からだつきに安定感が出てきて、すこしなら一人でお座りができてきます。

確認日： 年 月 日

援助会員	共有	項目	事故防止のポイント
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	熱い飲み物を飲まない。	赤ちゃんはこぶしをふるったり、物をつかんだりできるようになります。大人が持っている熱い食べ物や飲み物にも手を伸ばそうとするのでとても危険です。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	おんぶ・抱っこをする時には、足元や周囲を確かめて動く。	おんぶ、抱っこをする時には低い位置で行い、安全確認してから行動するようにしましょう。おぶって狭い所を通ると頭を入り口にぶついたり、抱っこして立ち上がろうとして机にぶつけてしまうことがあります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ドアの開閉に気をつける。	赤ちゃんの小さな指はちょっとした隙間にも簡単に入ります。開けっ放しにしておいたドアが風で急にしまるなどで、指が挟まれてしまう事故が多発しています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	腕を強く引っ張らない。	ちょっと腕を引っ張った程度でも肘内障(亜脱臼)をおこしてしまうことがあります。急に引っ張ったりしないようにしましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ベビーベッドの柵はいつも上げておく。	早いと5か月頃から寝返りが打てるようになるので、目を離すと危険です。赤ちゃんの発達は早く、転落事故はちょっと目を離れたすきに起こっています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	仰向けに寝かせ、常にそばについて状態を観察している。	SIDS(乳幼児突然死症候群)は予兆や既往歴もない赤ちゃんの睡眠中に突然死に至る原因不明の病気です。うつぶせに寝かせた時のほうがSIDSの発症率が高いといわれています。仰向けに寝かせ、赤ちゃんから目を離さないようにしましょう。赤ちゃんの顔色や異変がわかる程度に部屋の明るさを保ちましょう。揺さぶられ症候群にも気を付けましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	寝ている時はスタイ(よだれかけ)を外す。	寝返りをしたり、ずり上がったりと、寝ている間も動き回っています。首回りのきつい服やスタイは、窒息をしてしまう危険があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	角の鋭い家具、おもちゃなどがなく確認し、危険なものは片づけている。	動けるようになると、テーブルの角やヘリで頭をぶついたり、電気コードに触れたり、段差から落ちたりするので、赤ちゃん目線で安全対策をし、ケガを未然に防ぎましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などは、赤ちゃんの手の届かないところに置いている。	腹ばいになり、好きなおもちゃをつかんで遊べるようになると、なんでも口の中に入れようとしています。口に入れると危険なものが手の届くところにはないか、いつも気をつけて確認しましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	暖房器具、扇風機などは、赤ちゃんの手の届かないところに置いている。	好奇心旺盛なこの時期。「熱を発するもの」や「機器自体が熱くなるもの」を使っているときは、目を離さないようにしましょう。

0歳児見守りサポートシート 3 ■月齢：6か月頃～9か月頃〔おすわり・はいはいの時期〕

お座りが少しずつ安定してずりばいし始めます。自我が芽生えてきて後追いもするようになります。

確認日： 年 月 日

援助会員	共有	項目	事故防止のポイント
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	おもちゃはプラスチックの薄い突起や、とがった部分がないか確認している。	最近のおもちゃは安全性にも配慮がなされていますが、おもちゃが原因で様々な事故が起こっています。赤ちゃんは大人が思いもつかぬような遊び方をすることがあるので、赤ちゃんが熱中して遊んでいる時も見守り安全かどうか確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お茶やコーヒーなどをテーブルの端に置かない。	赤ちゃんは何でもつかめるようになると、熱いものにも平気で手をかけてしまいます。赤ちゃんがテーブルクロスや電気コードを引っ張って、テーブルの上のものをひっくり返し、やけどをしてしまうことがあります。テーブルクロスの使用は控えましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お座りをするそばに、角や縁のするどいものは置かない。	お座りのでき初めは特に不安定ですが、お座りができてくると次はうつ伏せに体位を自ら変えようとします。バランスを崩して倒れても大丈夫なように環境を整えましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ポットや炊飯器、加湿器など、手の届かないところに置いている。	はいはいができるようになると、床の上に置いてあるポットにつかまり立ちをして、ひっくり返してお湯をこぼしたり、炊飯器の蒸気の吹き出し口に、手や顔を近づけて火傷をしてしまうケースが多くなります。また余分なコードは巻き取っておきましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	つかまり立ちをしたり、伝い歩きをする時は、そばについて注意している。	テーブルやイスにつかまり立ちができるようになっても、まだまだ大人が傍についていないと不安定です。バランスを崩して転倒し、テーブルの角で顔や口を打撲したり切傷したりすることもあります。不安定なこの時期は、特に気を付けて見守りましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ビニール袋、ゴム風船は、手の届かないところに片づけてある。	ゴムやビニール袋を口に入れてしまうと窒息の危険があります。ゴム風船は割れてしまったものを口に入れてしまうことがあるので遊んでいても目を離さないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仰向けに寝かせ、常にそばについて状態を観察している。	SIDS(乳幼児突然死症候群)は予兆や既往歴もない赤ちゃんの睡眠中に突然死に至る原因不明の病気です。うつぶせに寝かせた時のほうがSIDSの発症率が高いといわれています。仰向けに寝かせ、赤ちゃんから目を離さないようにしましょう。赤ちゃんの顔色や異変がわかる程度に部屋の明るさを保ちましょう。揺さぶられ症候群にも気を付けましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	階段や危険な場所には、入れない対策をしている。	はいはいができるようになると探索行動が活発になります。階段の上下に柵を付けることで転落事故の大部分は防げます。閉め忘れに注意してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	暖房器具、扇風機などは、赤ちゃんの手の届かないところに置いている。	好奇心旺盛なこの時期。「熱を発するもの」や「機器自体が熱くなるもの」を使っているときは、近づけないようにし目を離さないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ドアの蝶つがい、コンセントに指が入らないようにしている。	赤ちゃんの小さな手はちょっとした隙間にも簡単に入ってしまうので指が入らないようにガードをして防止しましょう。(引き戸にも注意)また、コンセントもいじったり物を入れたりすることもあるので、ガードしておきましょう。

0歳児見守りサポートシート 4 ■月齢：9か月～1歳頃〔つかまり立ちの時期〕

はいはいが上達し、つかまり立ちや伝い歩きを始め、好奇心が旺盛になって行動範囲がぐんと広がります。

確認日： 年 月 日

援助会員	共有	項目	事故防止のポイント
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	仰向けに寝かせ、常にそばについて状態を観察している。	SIDS(乳幼児突然死症候群)は予兆や既往歴もない赤ちゃんの睡眠中に突然死に至る原因不明の病気です。うつぶせに寝かせた時のほうがSIDSの発症率が高いといわれています。仰向けに寝かせ、赤ちゃんから目を離さないようにしましょう。赤ちゃんの顔色や異変がわかる程度に部屋の明るさを保ちましょう。 揺さぶられ症候群にも気を付けましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ボタンや電池や硬貨、ピアスなどの小物や、ラップなどを手の届かない所に置いている。	赤ちゃんは何でも口にしてしまうので、電池式のおもちゃや、直径3.9センチ以下の小物は手の届かない所に置きましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	階段の段差のあるところには、落ちないように対策をしている。	階段の上下階に柵をつけ、閉め忘れをしないようにすることで、階段からの転落事故をふせぐことができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	棚の上に物を置かないようにしている。	今まで届かなかったところに手を伸ばし、物が落下しケガをしてしまうことがあります。割れるものや重いものは特に置かないようにしましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	テーブルクロスは外している。	テーブルクロスを引っ張り、テーブルの上にある熱い食べ物や飲み物がこぼれて火傷をしてしまうことがあります。気を付けましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	浴槽や洗濯機に水をためたままにしている。また、浴室には一人では中に入れない対策をしている。	2～3cm程の浅い水深でも溺れてしまいます。バケツや洗面器にたまっている浅い水でも顔がつかって溺れてしまったりします。使い終わったら必ず水を捨てておくようにしましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ブラインドのひもは首にひっかけてしまわないように、赤ちゃんが届かない高さでくくっている。	紐が首にからんでしまうと窒息につながる危険があります。首にかけるエプロンやおもちゃのひもにも注意しましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	棚、テレビなどには、転倒防止策をしている。	つかまり立ちや歩き始めると行動範囲もますます広がってきます。全体重をかけて棚などにつかまり棚が倒れてしまう危険も出てきます。転倒防止策をして定期的にチェックをしましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	口に物をくわえて歩かないように見守っている。	歯ブラシ、箸、スプーンなどの長いものを口にくわえて歩くこと、また持ち歩くことは、とても危険です。持ったままで歩いて転ぶと、のどをついたりしますので、保管場所には気を付けましょう。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	赤ちゃん用のイスは安定の良いものを使用している。	イスに座っているときテーブルを足で蹴った勢いでイスが倒れたり、イスに自分でよじ登ったり急に立ち上がって転落する事故があります。安全ベルトなどは正しく使いましょう。

安全チェックリスト

チェック	内容
<input checked="" type="checkbox"/>	火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物)について把握していますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	緊急連絡先(利用会員、援助会員、ファミリーサポートなど)を控えていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	階段や段差があるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	階段の上り下りは、大人がいつも子どもの下側を歩いていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	硬貨、ピアスなどの小物、リチウム電池、ボタン、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは、子どもの手の届かないところに置いていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	反射式石油ストーブやファンヒーター、アイロン、電気ポット、炊飯器、鍋、熱いお茶など、やけどの原因となるものは、子どもの手の届かないところに置いていますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	浴槽や洗濯機に水をためたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるようなものを片付けましたか。1人で外に出ないように鍵をかけましたか。
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策をとってありますか。
<input checked="" type="checkbox"/>	子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
<input checked="" type="checkbox"/>	ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

援助活動報告書の記入・提出方法

- ・機械で読み取りますので、黒のボールペンではっきりと記入してください。
- ・月ごとに、子ども1人につき1枚報告書を作成してください。
- ・訂正するときは二重線を引き、下の段に新たに書き直してください。
- ・コード決済した場合でも、援助活動報告書の作成、提出は必要です。

● 記入方法

- ① 記入例を参考に、活動が終わるごとに〔センター提出用〕を記入してください。(3枚複写)
※裏面の記入もお願いします。
研修などで記入したヒヤリハットの事例をもとに、安全な見守りについて考えていきます。
- ② 記入が終わったら、利用会員・援助会員で内容を確認しましょう。
- ③ 援助会員は利用会員から謝礼金を受け取ったら、〔利用会員控え〕に援助会員の領収印またはサインをお願いします。
- ④ 援助会員は、〔センター提出用〕を毎月まとめてセンターへ提出してください

〔援助活動報告書兼領収書（援助会員控）〕は大切に保管してください。

税法上の解釈及び確定申告などについては、国税庁ホームページ、税務署にてご確認ください。

● 提出期限（援助会員のみ）

活動翌月3日（必着）までに〔センター提出用〕を郵送または持参してください。

※報告書が提出されないと、万が一の際保険が適用されません。

提出先：ファミリーサポートセンター

● 記入例

3ページで換算方法を確認

時間は24時間表記

預かりを含む場合は〔○〕を記入

日	ち	曜日	開始時刻	終了時刻	換算時間	利用理由	援助内容	預り	謝礼金	交通費+ その他 実費	合計	受領印 又はサイン
0	1	月	07:00	07:45	1.0h	101			800		800	
0	1	月	18:15	19:45	1.5h	112		○	1200		1200	
0	7	日	10:00	1:30	.							
0	7	日	10:00	13:30	3.5h	210			2800	交通費 440	3240	
0	9	火	15:00	15:15	1.0h	108			800		800	
0	9	火	16:30	18:15	2.0h	20803			1600		1600	
1	1	木	18:15	19:45	1.5h	103				キャンセル 800		
<p>利用理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仕事 2. リフレッシュ、社会参加 3. 夜休の看護、介護、通院 4. 保護者の病気、通院 5. 学校等の行事 6. 出産 7. その他 <p>援助内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 01. 保育園・幼稚園の送り＆登園前の預り 02. 保育園・幼稚園の送り 03. 保育園・幼稚園の迎え＆帰宅後の預り 04. 保育園・幼稚園の迎え 05. 学童クラブの迎え＆帰宅後の預り 06. 学童クラブの迎え 07. 放課後の預り 08. 習い事の送迎 09. 冠婚葬祭や学校行事の際の預り 10. 保護者の買い物等外出時の際の預り 11. 病児の預り 12. その他（預りを含む場合は○をつける） 13. 抱持・抱膝相談員、在宅仕事、車庫等の預り 14. 保育園・幼稚園・学校休みの際の預り 15. 保護者が在宅（家事、読書等）時での預り 16. 学校から支援学校・学童クラブへの送り 17. 学校・学童クラブの登校前の預り 18. 学校・学童クラブの送り＆登校前の預り <p>■キャンセル料金について（キャンセル料金は1週以内は援助会員へ支払いましょう）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用予定日前日の17時までのキャンセル ⇒ キャンセル料金無し ○利用予定前日の17時以降～当日活動時間までのキャンセル ⇒ 800円（兄弟預りの場合も800円） ○無断キャンセル ⇒ 当日予定していた時間率の全額料金 												

キャンセル料
金が発生した
場合の記入例
(予定していた
時間を記入し
たうえで二重
線を引く。合
計の欄にキャン
セル800と
記入し、キャン
セル料を受け
取ったら受
領印を押す。)

(利用会員控え)

世田谷区ファミリー・サポート・センター会則

平成27年4月1日
27世家庭第78号

(目的)

第1条 この会則は、子育てについて援助を受けたい利用会員及び援助をしたい援助会員で構成される会員組織であるセンターの運営、援助会員による利用会員の子どもへの援助(以下「援助活動」という。)の実施等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、世田谷区ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(本部の設置)

第3条 センターの事務局として世田谷区ファミリー・サポート・センター実施本部(以下「本部」という。)を東京都世田谷区成城6丁目3番10号世田谷区社会福祉協議会内に設置する。

(支部の設置)

第3条の2 センターの地域事務局として、各地域に世田谷区ファミリー・サポート・センター事業実施支部(以下「支部」という。)を次のとおり世田谷区社会福祉協議会地域社会福祉協議会事務所内に設置する。

- (1) ファミリー・サポート・センター世田谷地域支部
東京都世田谷区太子堂4丁目3番2号 DS三軒茶屋ビル4階
- (2) ファミリー・サポート・センター北沢地域支部
東京都世田谷区北沢2丁目11番3号 イサミヤビル3階
- (3) ファミリー・サポート・センター玉川地域支部
東京都世田谷区等々力3丁目4番1号 玉川総合支所2階
- (4) ファミリー・サポート・センター砧地域支部
東京都世田谷区成城2丁目33番15号 成城二丁目事務所棟
- (5) ファミリー・サポート・センター烏山地域支部
東京都世田谷区南烏山5丁目18番13号 モリッチビル4階

(本部の業務)

第4条 本部は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 利用会員及び援助会員(以下「会員」という。)の募集及び登録
- (2) 援助活動に係る状況の把握
- (3) 事故等が起きた場合の連絡調整
- (4) 援助活動に対する支援
- (5) 援助会員を対象とする研修の実施

ア 子育て支援者養成研修

AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習や虐待防止に関する講習に加え、援助会員の資質の向上を図るために必要な知識及び技能の習得、又は課題や事例の共有等を実施する。

イ フォローアップ研修

第4条第5号アにおいて修得した内容や援助活動に従事し、実践を通じて生じた問題等への解決を図ること等を目的とし、援助を行う会員全員を対象に実施する。

ウ フォローアップ専門研修

緊急救命講習及び事故防止に関する講習や虐待防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず受講することとし、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めることを目的とする。

- (6) 会員の交流会の実施

- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 事業に係る広報
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本部が必要と認める業務
(支部の業務)

第4条の2 支部は次に掲げる業務のうち地域に関わるものを処理する。

- (1) 会員登録に関する相談及び助言
- (2) 援助活動に係る調整及び状況の把握
- (3) 事故等が起きた場合の連絡調整
- (4) 援助活動に対する支援
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 事業に係る広報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部又は支部が必要と認める事項

(本部及び支部の開所日時)

第5条 本部及び支部の開所日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号の日を除く。）
(アドバイザー及びサブ・リーダー)

第6条 支部に、第4条各号に掲げる業務を処理させるためアドバイザーを置く。

2 支部は、必要に応じ、会員のうちからアドバイザーを補佐するサブ・リーダーを選任することができる。

3 サブ・リーダーは、アドバイザーの指導を受け、その監督に服するものとする。

(会員の要件)

第7条 利用会員は、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 生後5か月から小学6年生までの子どもを養育していること。

2 援助会員は、次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 区内又は隣接区市内に住所を有すること。
- (2) 18歳以上の者（高校生を除く。）であること。
- (3) 事業に協力する意思があり、責任をもって子どもを預かることができる者であること。
- (4) 第4条第5号アの研修を修了した者又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者であること。ただし、同研修における受講年齢の上限は概ね70歳までとする。
- (5) 過去に虐待又は不適切な行為を行っていないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、区外に住所を有する者であって本部が利用会員又は援助会員とする必要があると認めたものについては、第1項第1号又は前項第1号に掲げる要件を満たす者とみなす。

4 利用会員と援助会員は、これを兼ねることができるものとする。

(利用会員の登録の申請)

第8条 利用会員の登録を受けようとする者（以下「利用会員申請者」という。）は、必要な事項を記載した世田谷区ファミリー・サポート・センター利用会員入会申込書（第1号様式。以下「利用会員入会申込書」という。）により本部に申請するものとする。

2 利用会員申請者は、利用会員入会申込書を提出するときは、あらかじめ事業内容、利用の流れ、遵守事項を理解したうえで行わなければならない。

(利用会員の登録)

第9条 本部は、利用会員入会申込書の提出があったときは、当該利用会員入会申込書の内容を審査し、利用会員の要件を満たしていると認めるときは、利用会員申請者を利用会員として登録をするものとする。

(援助会員の登録の申請)

第10条 援助会員の登録を受けようとする者（次条において「援助会員申請者」という。）は、必要な事項を記載した世田谷区ファミリー・サポート・センター援助会員申込書（第2号様式）により本部に申請するものとする。

(援助会員の登録及び更新)

第11条 本部は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、援助会員の要件を満たしていると認めるときは、援助会員申請者を援助会員として登録をするとともに、世田谷区ファミリー・サポート・センター援助会員証（第3号様式。以下「会員証」という。）を当該援助会員申請者に交付するものとする。

2 本部は、援助会員が第4条第5号ウの研修を修了したときは、会員証を更新し交付するものとする。

3 援助会員が最後に活動した日以降5年間活動がなかったときは、第4条第5号アの研修を修了することにより、会員証を更新し交付するものとする。

(会員の登録期間及び更新)

第12条 会員の登録期間は、第9条又は前条第1項の登録を受けた日から当該登録を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、登録期間を経過した後も会員が引き続き登録を受けることを希望するときは、更新手続きをもって、当該登録期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の期間に更新手続きをしなかった利用会員は登録廃止とする。ただし、登録期間経過後に第8条1項の「利用会員入会申込書」による申請をもって再登録することができる。

(登録の取消し)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の登録を取り消されるものとする。ただし、利用会員が援助活動の利用を必要とする相当の理由があると本部が認めるときは、この限りでない。

- (1) 本部に退会する旨の申出をしたとき。
- (2) 第7条に規定する会員の要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 次条に規定する責務に違反したとき。

2 援助会員は、前項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに第11条の規定により交付された会員証を本部に返還しなければならない。

(会員の遵守事項)

第14条 利用会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らしてはならない。また、利用会員でなくなった後も同様とする。
- (2) 知り得た会員に対する物品の販売若しくは斡旋、宗教への勧誘又は特定の政治団体を援助する活動への勧誘を行ってはならない。
- (3) 利用会員として登録をされた内容に変更が生じたときは、その変更が生じた日から1箇月以内に本部に届け出なければならない。
- (4) 援助活動の利用が不確定であるときは、援助活動の利用の申込みを行ってはならない。
- (5) 援助会員に対し、第19条第1項の打合せにおいて協議し、及び確認した事項以外の援助活動を要求してはならない。また、当該事項に変更が生じたときは、速やかに当該援助会員に連絡しなければならない。
- (6) 援助活動に必要な物品等は、利用会員が準備しなければならない。
- (7) 援助活動の終了後に、第21条第1項に規定する謝礼金及び同条第2項各号に掲げる経費を援助会員に支払わなければならない。
- (8) 第25条に規定する巡回支援の受入れに可能な限り協力しなければならない。

2 援助会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らしてはならない。また、援助会員でなくなった後も同様とする。

- (2) 知り得た会員に対する物品の販売若しくは斡旋、宗教への勧誘又は特定の政治団体を援助する活動への勧誘を行ってはならない。
- (3) 援助会員として登録をされた内容に変更が生じたときは、その変更が生じた日から1箇月以内に本部に届け出なければならない。
- (4) 援助活動中の利用会員の子どもの安全確保に努めなければならない。
- (5) 援助活動中に利用会員の子どもに異常があるときは、直ちに利用会員の緊急連絡先に連絡しなければならない。
- (6) 援助活動中は会員証を携帯し、利用会員その他関係者から提示の請求があったときは、会員証を提示しなければならない。
- (7) 第25条に規定する巡回支援の受入れをしなければならない。
- (8) 第4条第5号ウに定める研修を受講し、修了しなければならない。

(援助活動の内容等)

第15条 援助活動は、次に定めるとおりとする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校、学童保育等（以下「保育施設等」という。）の通所前又は通所後に利用会員の子どもを預かること。
- (2) 保育施設等に通所し、又は習い事をする利用会員の子どもを送迎すること。
- (3) 休日その他の事由により利用会員の子どもが保育施設等に通所することができないときに子どもを預かること。
- (4) 病気の回復期の子どもを預かること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部又は支部が指示すること。

2 援助活動（前項第1号、第3号及び第4号に規定する援助活動に限る。）は、援助会員の自宅において行うものとする。ただし、第19条第1項の打合せにおいて利用会員の承諾を得たときは、利用会員の自宅、児童館、公園、おでかけひろば、近隣の公共的施設その他危険の少ない場所において援助活動を行うことができる。

(援助活動の対象となる者)

第16条 援助活動の対象となる者（以下「援助活動対象者」という。）は、生後5か月から小学校6年生までの利用会員の子どもとする。ただし、利用会員が援助活動の利用を必要とする相当の理由があると本部及び支部が認めるときは、この限りでない。

- 2 0歳児の援助活動対象者については、男児6.09kg、女児5.79kgを上回っていることを要件とする。
- 3 第16条第1項の規定にかかわらず、援助活動対象者が病気にかかっているとき、援助活動の対象とならないものとする。
- 4 一の援助活動における援助活動対象者の数は、1人とする。ただし、援助活動対象者及びその兄弟姉妹に援助活動を行うときは、この限りでない。

(援助活動の利用をすることができる時間)

第17条 援助活動の利用をすることができる時間は、午前7時から午後9時までの時間帯において利用会員が援助活動の利用を希望する時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用会員が援助会員の同意を得たときは、午前6時から午前7時までの時間帯及び午後9時から午後10時までの時間帯に援助活動の利用をすることができる。

(援助活動の利用の申込み及び援助会員の紹介)

第18条 利用会員は、援助活動の利用を希望するときは、支部に援助活動の利用の申込みをしなければならない。この場合において、前条第2項に規定する時間帯に援助活動の利用を希望するときは、併せてその理由を支部に報告しなければならない。

- 2 支部は、前項の申込みがあったときは、当該申込みをした利用会員に、当該利用会員が希望する援助活動の条件に適合する75歳までの援助会員を紹介するものとする。
- 3 当該利用会員がひとり親家庭、生活保護世帯、区民税非課税世帯、ダブルケア負担の世帯（育児及び親等の介護が共に行われている世帯をいう。）、障害児又は多胎児のいる世帯その他配慮が必要な世帯に属する者であるときは、他の利用会員に優先して援助会員を紹介し、及び円滑に援助活動の利用をすることができるように必要な調整をするものとする。

4 第1項に規定するもののほか、利用会員は、援助活動の利用を希望するときは、過去に当該利用会員の子どもに援助活動を行った援助会員に対し、直接援助活動の利用の申込みをすることができる。

(打合せ)

第19条 利用会員及び前条第2項若しくは次項の規定により紹介された援助会員は、「打ち合わせ表(第4号様式)」を用いて援助活動を行う日時、その内容、場所その他必要な事項について事前に打合せを行わなければならない。

2 第1項の場合において、アドバイザーは打合せに立ち会うことができる。

3 利用会員は、第1項の打合せを行った結果について、支部に報告しなければならない。

4 打ち合わせ表は有効期間を1年間とし、利用会員は、利用を継続する場合は毎年度初めに、最後の利用から1年以上経過して利用を再開する場合は利用再開時に、新たに打ち合わせ表を作成し、援助会員に提示するものとする。

(援助活動の実施)

第20条 援助会員は、前条第1項の規定により行った打合せの内容に従って援助活動を行わなければならない。

2 利用会員は、援助活動の利用を開始する前に当該援助活動対象者のその日の状況等を援助会員に報告しなければならない。

3 援助会員は、援助活動を終了したときは、その実施した内容について援助活動報告書を作成するとともに、当該援助活動報告書により利用会員に報告しなければならない。

4 援助活動中に子どもがやむを得ず飲食をする場合は、事前に利用会員が用意しなければならない。

(謝礼金等)

第21条 利用会員は、援助活動の利用後、援助会員に謝礼金として援助活動1時間当たり800円を支払わなければならない。この場合において、援助会員が第16条第4項ただし書の規定により援助活動対象者及びその兄弟姉妹に援助活動を行ったときは、その兄弟姉妹1人につき援助活動1時間当たり400円を加算して支払うものとする。

2 前項に規定するもののほか、利用会員は、援助活動において援助会員が負担した経費について、援助活動の利用後、次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める金額を支払わなければならない。

(1) 交通費 その実費(援助会員のものを含む。)に相当する額

(2) 前号に掲げるもののほか、会員間で合意をしたことに係る経費 その実費に相当する額

(援助活動の時間数)

第22条 援助活動の時間数は、援助会員が援助活動対象者を預かった時から利用会員又は利用会員が指定する者へ援助活動対象者を引き渡すまでの時間(援助活動対象者のその日の状況を会員間において報告する時間を含む。)とする。ただし、援助会員の自宅と援助活動を実施する場所の移動時間が片道30分以上かかる場合は、移動時間を援助活動の時間数に含むものとする。

2 同じ日に2回以上同一の子どもを預かる場合、会員間で合意があれば、異なる援助活動の間の時間についても援助活動の時間数に含むことができる。

3 一の援助活動の時間数に端数が生じたときは、次に掲げるとおり取扱うこととする。

(1) 端数が30分以下である場合は、0.5時間とする。

(2) 端数が30分を超える場合は、1時間とする。

4 前項第1号の規定にかかわらず、一の援助活動の総時間数が1時間未満である場合は、1時間とする。

(報告)

第23条 援助会員は、援助活動を行った当月分の援助活動報告書をまとめ、翌月の3日(その日が本部の閉所日に当たるときはその直後の開所日)までに本部に報告しなければならない。

2 援助会員は、援助活動中に事故等が起きたときは、直ちにその状況を利用会員及び支部に報告しなければならない。

(利用の取消し)

第24条 利用会員は、自らの都合により援助活動の利用を取り消すときは、援助会員に当該援助活動を利用する日の前日の午後5時までに連絡しなければならない。

2 利用会員は、前項の規定による連絡により援助活動の利用を取り消したとき又は無断で援助活動の利用をしなかったときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額を援助会員に支払わなければならない。

(1) 前日の午後5時までに援助活動の利用を取り消した場合 0円

(2) 前日の午後5時以降又は当日に援助活動の利用を取り消した場合 援助活動1時間分の謝礼金に相当する額

(3) 無断で援助活動の利用をしなかった場合 利用予定であった援助活動の総時間数分の謝礼金に相当する額

(巡回支援)

第25条 本部は、安全な援助活動の実施を確保するため、次項から第4項までに定める巡回支援を実施するものとする。

2 巡回支援の内容は、援助活動の実態の確認並びに援助活動に関する助言及び指導とする。

3 巡回支援の対象となる者は、援助活動の実績のある援助会員とする。

4 巡回支援を実施する時間帯は、第5条に規定する本部の開所日時と同じ日時とする。ただし、巡回支援の対象となる者のうち、この日時に援助活動を行っていない援助会員等については、面談等により援助活動の実態の確認をするものとする。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、本部が別に定める。

付 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月24日28世家庭第875号)

この会則は、平成29年3月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (令和2年3月30日31世家庭第930号)

この会則は、令和2年3月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則 (令和3年1月29日2世家庭第529号)

この会則は、令和3年2月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日2世家庭第697号)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年9月15日3世家庭第365号)

この会則は、令和3年10月1日から施行する。

付 則 (令和5年1月10日4世家庭第1341号)

この会則は、令和5年2月1日から施行する。

付 則 (令和6年2月1日5世家庭第1494号)

この会則は、令和6年2月26日から施行する。

付 則 (令和6年8月22日6世家庭第712号)

この会則は、令和6年10月1日から施行する。

付 則 (令和7年4月1日7世家庭第518号)

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年12月1日7世家庭第1298号)

この会則は、令和7年12月1日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

付 則 (令和8年4月1日7世家庭第1677号)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第3条第2号の規定は、令和8年4月1日以後の利用会員について適用し、同日前に利用会員だった者については、なお従前の例による。

もしもの時の「応急手当方法」

★ 心肺蘇生法

病気やケガにより突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、一刻も早い手当てが必要です。人間の脳細胞は数分間血液が流れず酸素が届かなくなると、二度と機能が回復しないからです。119番通報をしてから救急車が来るまでには最低でも数分かかるので、その間の応急措置が命を救います。まずは人を呼び、周りに人がいない場合は119番しましょう。119番したら電話をハンズフリー設定にして、救急隊の指示に従って以下の処置を行います。胸骨圧迫と人工呼吸の回数は30:2とし、この組み合わせを救急隊員と交代するまで繰り返します。

<胸骨圧迫(心臓マッサージ)>

意識がなく呼吸が停止している場合は、直ちに胸骨圧迫による心肺蘇生を開始します。幼児でも乳児でも、胸の厚さが3分の1くらい沈む強さで、1分間に100~120回のスピードで圧迫します。

- 幼児の場合: 胸骨の下半分を、手のひらの根元で押します。
- 乳児の場合: 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押します(右図)。



胸骨圧迫(心臓マッサージ)
(乳児)

<人工呼吸>

おお向けにして、頭を後ろに反らし、同時に顎の先を上を持ち上げ、気道を確保します。

- 幼児の場合: 鼻をつまみ、口と口をくっつけて息を吹き込みます。
- 乳児の場合: 口と鼻を一緒に覆い、胸が軽く上がる程度まで息を吹き込みます。

こちらをご覧ください▶



心肺蘇生法(小児用)



心肺蘇生法(乳児用)

(東京消防庁)

★ AED(自動体外式除細動器)

AEDは、心臓に電気的な刺激を与えて正常のリズムを取り戻す機械です。近くにAEDがあれば取り寄せを依頼し、届いたら電源を入れて、音声に従いつつ表示されているように電極パッドを貼り、その音声に従って操作します。効果がない場合は胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返し、以後2分おきにAEDを操作します。



★ 熱中症の応急手当

- 涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる。
- エアコンをつける、扇風機・うちわ等で風をあて、体を冷やす。
- 首の周り、脇の下、太ももの付け根など太い血管の部分で冷やす。
- 飲めるようであれば水分と塩分をこまめに取らせる。

[予防のポイント]

- ・ 部屋の温度と湿度をこまめにチェック!
- ・ 室温28℃を目安に、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ・ 暑さに慣れていないうちは無理して運動をしないようにしましょう。
- ・ のどが渇かなくてもこまめに水分と塩分補給をさせましょう。
- ・ 外出の際は体を締め付けない涼しい服装で、日よけ対策も。
- ・ 無理をせず、こまめに休憩をしましょう。
- ・ 短時間であっても絶対に車内に子どもを放置しないでください。



★ 異物を飲み込み喉に詰まってしまった時

119番通報を誰かに頼み、直ちに以下の方法で詰まった物の除去を試みます。

1歳以上の幼児には、まず「背部叩打法」(図1)を行い、異物が除去できなかった場合は「腹部突き上げ法」(図2)を行います。

1歳未満の乳児には、「背部叩打法」(図3)と「胸部突き上げ法」(図4)を数回ずつ交互に行いましょう。意識がない場合は、心肺蘇生を行います。

<背部叩打法(はいぶこうだほう)>

幼児には子どもの後ろから片手を脇の下に入れて、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせます。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩きます(図1)。乳児には片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます(図3)。

こちらをご覧ください▼



背部叩打法
(成人・小児用)



背部叩打法
(乳児用)
(東京消防庁)



図1: 背部叩打法
(幼児)



図2: 腹部突き上げ法
(幼児)

<胸部突き上げ法(きょうぶつきあげほう)>

片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支えます。心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫しましょう(図4)。

こちらをご覧ください▶



胸部突き上げ法
(乳児) (東京消防庁)



図3: 背部叩打法
(乳児)



図4: 胸部突き上げ法
(乳児)

<腹部突き上げ法(ふくぶつきあげほう)>

幼児は、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します(図2)。

こちらをご覧ください▶



腹部突き上げ法
(東京消防庁)

◆救命講習は、お近くの
消防署などで受講できます。

★ やけどをしてしまった時

やけどをしてしまったら、すぐに10分~20分以上冷やしましょう。刺激を避けるため、容器に溜めた水で冷やすか、水道水・シャワーを直接当てないようにしましょう。服の上から熱湯などがかった場合は、脱がさずに服の上から冷やしてください。

■全身の広い範囲・顔面などのやけどの場合:

すぐに救急車を呼びましょう。

■やけどの範囲が片足、片腕以上の広範囲にわたる場合:

救急車を呼ぶか、至急病院を受診しましょう。

■やけどの範囲が手のひら以上の場合や水膨れの場合:

潰さないようにして、病院を受診しましょう。

なお、市販の冷却シートは、やけどの手当てには使えません。

電気カーペットなどによる低温やけどは、見た目より重症の場合がありますので、症状が悪化したり、子どもが痛がるが続いたりなどした場合には病院を受診しましょう。




利用(活動)の申込みや相談はお住まいの各地域社協事務所(ファミリーサポート)へ

窓口受付時間 8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

世田谷地域社協事務所 (ファミリーサポートせたがや) 住所：太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル4階 FAX：03-3419-2354	 03-3419-2311 発信専用電話：080-3700-2036	対象地区 池尻1~3、池尻4(1~32)、 上馬、経堂、駒沢1~2、桜、桜 丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、 太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮 坂、若林
北沢地域社協事務所 (ファミリーサポートきたざわ) 住所：北沢2-11-3 イサミヤビル3階 FAX：03-5787-8533	 03-5787-8537 発信専用電話：080-3700-1643	対象地区 赤堤、池尻4(33~39)、梅 丘、大原、北沢、豪徳寺、桜 上水、代沢、代田、羽根木、 松原
玉川地域社協事務所 (ファミリーサポートたまがわ) 住所：等々力3-4-1 玉川総合支所2階 FAX：03-3702-7861	 03-3702-7777 発信専用電話：080-3700-1385	対象地区 奥沢、尾山台、上野毛、上用 賀、駒沢3~5、桜新町、新町、 瀬田、玉川、玉川台、玉川田 園調布、玉堤、等々力、中町、 野毛、東玉川、深沢、用賀
砧地域社協事務所 (ファミリーサポートきぬた) 住所：成城2-33-15 成城二丁目事務所棟 FAX：03-5727-6103	 03-5727-6101 発信専用電話：080-3700-0282	対象地区 宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、 喜多見、砧、成城、祖師谷、 千歳台、船橋
烏山地域社協事務所 (ファミリーサポートからすやま) 住所：南烏山5-18-13 モリッチビル4階 FAX：03-5314-1893	 03-5314-1891 発信専用電話：080-3699-9518	対象地区 粕谷、上北沢、上祖師谷、 北烏山、給田、八幡山、南 烏山

[発信専用電話]の番号から発信することがあります。あわせてご登録ください。

事業全般に関する問合せ

世田谷区ファミリーサポートセンター
 **03-5429-1200**

住所：成城6-3-10 成城6丁目事務所棟4階
FAX：03-5429-1202

時間外連絡先(事故やケガなど緊急時)

 **03-3772-0660**

※外部事業者へ委託しているため、
利用(活動)の申込みや相談には
対応できません。



世田谷区 ファミリーサポートセンター事業 会員のしおり

令和7年10月 初版発行 令和8年4月 第2版発行
企画・発行：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域福祉課
世田谷区ファミリーサポートセンター
住所：〒157-0066世田谷区成城6-3-10成城6丁目事務所棟4階
電話：03-5429-1200 FAX：03-5429-1202
印刷所：シーアンドゼットコミュニケーション株式会社
※無断転載、複写、複製することを禁じます。乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

